

令 6 福個答申第 1 号
令和 6 年 12 月 2 日

福岡市教育委員会
教育長 石橋 正信 様
(指導部高校教育課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 永 星 浩 一
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、令和5年2月8日付け教高育第161号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第174号
「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」の開示請求

答 申

1 審議会の結論

「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

（2）審査請求の経過

① 令和4年9月20日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。

「〇〇年度 福岡市立特定小学校における

- ・〇〇年〇月〇日実施 第1回いじめ防止対策委員会議事録
- ・〇〇年〇月〇日実施 第2回いじめ防止対策委員会議事録

以上の議事録は請求者の子に対するいじめ加害行為の事実関係調査である。

第1回いじめ防止対策委員会は、参加直前、校長より、一方的に参加を延期させられたため、当事者抜きでのいじめ防止対策委員会となっている。

第2回いじめ防止対策委員会は、請求者が出席し発言を求められた記録、及び請求者に対する出席委員の質問及び応答等が記録されている。」（表現を一部補正）

② 令和4年9月29日、実施機関は、開示決定等の期間を延長し、その旨を審査請求人に通知した。

③ 令和4年10月19日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、「〇〇年〇月〇日実施 第1回いじめ防止対策委員会記録（以下「本件記録1」という。）」、「〇〇年〇月〇日実施 第2回いじめ防止対策委員会記録（以下「本件記録2」という。）」及び「〇〇年〇月〇日実施 第2回のつづきいじめ防止対策委員会記録（以下「本件記録3」という。）」を特定し、そのうち、本件記録2についてはその全部を開示する処分を行い、本件記録1及び本件記録3の各一部を条例第20条第5号に規定する非開示情報に該当するとして非開示とし、その余の部分を開示する処分を行った。

④ 令和5年1月12日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び令和6年4月17日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 公文書は基本的に管理上のファイル番号記号の他、その作成名義人や必要な稟議過程を明示するための確認印を伴う。本件開示文書にはそれらの公文書としての属性を示す徵憑が一切存在しない。つまり「怪文書」である。
- ② 福岡市には福岡市公文書規程があり、福岡市教育委員会には福岡市教育委員会公文書規程が存在する。つまり、いじめ防止対策委員会が作成する公文書もこの文書管理規程に従った様式を持つものとして存在するし、存在しなければならない。
- ③ 他に別の文書があるのではないかという問題ではなく、正しいいじめ防止対策委員会の議事録を開示してもらいたい。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び再弁明意見書並びに令和6年2月21日及び令和6年5月22日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述等によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 特定小学校いじめ防止対策委員会が記録のため残した本件記録1から本件記録3を請求対象の文書と特定した。各委員会の議事の要旨を記載した本件記録1から本件記録3以外の公文書は存在しない。
- ② 文部科学省の指針や教育委員会のマニュアルにおいて、いじめ防止対策委員会の議事録は必ずしも作成しなければならないものではない。公文書とは、職員が職務上作成及び取得し、組織的に用いるものであり、全ての公文書に文書記号・番号等があるわけではない。また、文部科学省の指針や教育委員会のマニュアルでも、いじめ防止対策委員会の議事録について、文書記号や文書番号、会議出席者名、責任者名などの記載内容は定められていない。
- ③ 特定小学校いじめ防止対策委員会は、第2回のつづきの会の後、第3回委員会が令和〇年〇月〇日に開催されており、これらの委員会の記録については、教員である出席委員の一人が委員会でのやり取りをメモし、不確かな部分を録音で確認するなどして、校長の指導を受けながら原案をまとめ、次回までに委員長の確認、了承を得て確定させた。なお、委員会の記録を作成した時点で録音は消去している。
- ④ 委員会の記録を基に作成した「特定小学校いじめ防止対策委員会 報告書（以下「報告書」という。）は、第3回委員会での意見を踏まえ、教員である出席委員の一人が会議後に報告書案を作成し、校長・委員長の承認を経てまとめられた。なお、報告書の日付は、本件決定前の令和〇年〇月〇日となっているものの、〇月〇日に校長から審査請求人に対し、報告書の交付とその説明をさせてほしい旨の手紙を出していることから、報告書確定日の確認はできていないが、その前後に委員長の承認を得て報告書が確定したと認識している。

⑤ 委員会の記録以外の会議資料としては、会議次第のほか、学校が当事者の聞き取りに基づき事案の経緯を記載した資料を作成しており、事後に事案を確認する必要がある場合には、議事要旨とともに会議資料を確認することで振り返りができる。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の争点について

実施機関は、本件個人情報として、本件記録1から本件記録3を特定し、本件記録2については、その全部を開示している。

一方、審査請求人は、開示された文書は、ファイル番号記号の他、その作成名義人や必要な稟議過程を明示するための確認印のない怪文書である、正しいいじめ防止対策委員会の議事録を開示するべき等を主張している。

そこで、当審議会では、実施機関が本件記録2を本件個人情報として特定した妥当性について、以下検討する。

(2) 本件個人情報の特定の妥当性について

① 当審議会が確認した実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

ア 文部科学省の指針や教育委員会のマニュアルでは、いじめ防止対策委員会の議事録の作成義務はなく、文書記号や文書番号、会議出席者名、責任者名などの記載内容も定められていない。

イ 委員会の記録については、教員である出席委員の一人が委員会でのやり取りをメモし、不確かな部分を録音で確認するなどして、校長の指導を受けながら原案をまとめ、次回までに委員長の確認、了承を得て確定させた。なお、委員会記録を作成した時点で録音は消去している。

ウ 本件請求に係る委員会の議事録としては、各委員会の議事の要旨を記載した本件記録1から本件記録3以外の公文書は存在しない。

② 以上の実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すような特段の事情も認められないから、実施機関による本件個人情報の特定は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関の対応などについて種々の主張を述べるが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年2月8日	審査庁から諮問
令和5年4月17日	実施機関から弁明意見書を受理
令和5年7月3日	審査請求人から反論意見書を受理
令和6年1月31日（第250回審査請求部会）	審議
令和6年2月21日（第251回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和6年3月6日（第252回審査請求部会）	審議
令和6年4月17日（第253回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和6年5月22日（第254回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和6年6月19日（第255回審査請求部会）	審議
令和6年7月24日（第256回審査請求部会）	審議
令和6年8月28日（第257回審査請求部会）	審議
令和6年9月18日（第258回審査請求部会）	審議
令和6年10月16日（第259回審査請求部会）	審議